

令和6年度 地域における健康づくり事業「はじめよう健康投資！糖尿病予防教室」
業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

1 目的

右京区では、自身の体格や生活習慣について振り返り、糖尿病をはじめとする生活習慣病についての知識を習得・理解し、発病予防のための健康的な生活習慣に取り組む区民を増やすための事業を実施しています。

今回、地域における健康づくり事業「はじめよう健康投資！糖尿病予防教室」を実施するにあたり、効果的なプログラム内容の実施が可能な事業者を公募します。

2 業務内容

(1) 事業名

令和6年度 地域における健康づくり事業「はじめよう健康投資！糖尿病予防教室」

(2) 委託する業務

委託業務仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 予定価格（提案見積金額の上限）

800千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※契約期間内に事業内容等変更があった場合は、協議のうえ対応を決定します。

※本事業に係る予算が不成立の場合には、契約できない場合や事業内容を変更する場合があります。

(5) 業務の打ち合わせ

必要時に都度実施。

3 応募資格

事業者の特性を活かしたプログラムの提供が可能であって、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でない事業者。

4 企画書等の提出について

(1) 提出書類等

ア 参加意向確認書	1部
イ 見積書（代表社印を押印したもの）	1部
ウ 経費内訳書	1部
エ 企画書	原本1部及び写し7部

オ 納税証明書（国税及び京都市税） 1部

※書類提出日3か月以内発行のもの

カ 調査同意書（水道料金・下水道使用料） 1部

※京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されている場合はオ、カ不要。

(2) 提出期間

令和6年3月4日（月）～令和6年3月15日（金）午後5時必着

(3) 提出先

〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地

右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課（健康長寿推進担当：前澤、田中）

E-mail：ukyo-kenko@city.kyoto.lg.jp

※持参、郵送、メールにて提出可。

(4) プレゼンテーション及び質疑応答

ア 日時及び会場、開始時刻等については、企画書の提出期限後にお知らせします。

イ 方法

・プレゼンテーション 20分

・質疑応答 10分

※プレゼンテーションに用いる資料は事前に提出した企画書のみとします。

パソコン等の機器使用の場合はご持参ください。プロジェクターの貸し出しは可能ですので、必要な場合は企画書提出時にお伝えください。

会場にネット環境はありません。

(5) 見積書および経費内訳書の内容等

ア 消費税及び地方消費税相当額を含む金額

イ 次の項目を含む内訳書

・事業運営（打ち合わせ、実技指導等）に係る人件費

・教材費等

・事務経費

・その他

(6) 企画書の内容

選定基準（別紙1）に沿って企画書を作成してください。

5 業務委託先（受託候補者）の選定方法

(1) 企画審査

選定基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション、質疑応答の内容を総合評価し、審査を行った者の点数を合計したものを参加者の評価点とし、最も評価点の高い事業者を選定し、受託候補者とします。

評価点が同点数になった場合は、内容の妥当性および実現性、提案者の意欲、見積額等

を考慮し、事業者を選定します。

また、参加者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施することとします。

(2) 選定結果の通知

ア 令和6年4月5日(金)までに、通知します。

イ 選定されなかった事業者は、選定されなかった理由について説明を求めることができます。

※請求先は4(3)と同様。期限は通知を受け取ってから10日以内。

(3) 受託者の決定

受託候補者と協議し、仕様等契約内容について合意した場合は、契約を締結します。

なお、受託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の応募事業者を新たな受託候補者として協議を行います。

6 公表

右京区公式ホームページにて、選定結果とプロポーザルに参加した事業者及び評価点を公表します。

7 委託契約

(1) 委託内容

委託内容は、仕様書、企画書等の内容に基づき、受託候補者と協議のうえ決定します。

(2) 特約事項

企画提案内容の実現に必要な追加費用及び別途費用は、全て受託者の負担とします。

(3) 再委託の禁止

受託者は、右京区の文書による承認を得なければ、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る業務を第三者に承継させてはなりません。

8 留意事項

(1) 提出に伴う費用(プレゼンテーションを含む)は、全て事業者の負担とします。

(2) 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出された企画書は返却いたしません。

(4) 提出期限以降における企画書の差し替え及び再提出は認めません。

(5) 提出された企画書は、選定業務以外には事業者が無断で使用しません。